

コーポレート・  
ガバナンス **M**マネジメント・  
アプローチ

## コーポレート・ガバナンスの方針

川崎重工グループは、「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」をグループミッションとして掲げ、グループ全体として、株主・顧客・従業員・地域社会などのステークホルダーの皆様に対して透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営の維持により企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの構築およびその継続的な充実・強化に取り組んでいます。

## 重点活動/中長期目標

川崎重工グループにふさわしいコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、さまざまな取り組みを継続していきます。

具体的には、毎年実施している取締役会の実効性評価結果や外部専門家からの助言を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化のために取り組むべき課題を洗い出し、取締役全員で当該課題およびそれらの対応策を共有のうえ、各対応策の実施を進めています。

## ●「中計2019(2019～2021年度)」での達成像

- 現在実施している取締役会実効性評価の結果や、外部専門家の知見などを活用し、自社のガバナンス体制について、絶えず検証を行っている。

## 進捗/成果/課題

取締役会における経営戦略などの議論のさらなる充実と、経営判断の迅速化、取締役会の監督機能の一層の強化を主目的として、2020年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。本移行を機に、取締役会にて審議すべき事項の整理や、これに伴う取締役会から執行側への権限委譲の実施、また取締役会への報告体制の整備を進めてきており、今後これらの取り組みを着実に実施することにより、取締役会の監督機能のさらなる強化を図っていきます。

## ●2019年度目標

- 引き続き、取締役会から執行部門への権限委譲を進め、取締役会での業務執行に関する議案審議時間を減少させるよう、検討を継続する。

## ●2019年度実績

- 経営の監督と執行の分離のさらなる推進、および取締役会での業務執行に関する議案審議時間の減少などのために、監査等委員会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方向で準備を進める旨、取締役会の承認を得た。
- 2020年6月の株主総会での移行に向けての準備を開始した。

## ●2020年度目標

- 2020年6月の株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を承認される。
- 経営戦略や将来構想などについて、取締役会として従来に増して活発な議論を行う。
- コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定し、開示する。

## 体制

当社は2020年6月25日開催の第197期定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行しました。当社における主な会議体およびその構成や位置付けなどは以下の通りです。

## ●取締役会

取締役会は13名の取締役(うち、5名は監査等委員である取締役)で構成し、議長は取締役会の決議により会長が務めています。取締役には業務執行から独立した6名の社外取締役(うち、3名は監査等委員である取締役)を選任しているほか、取締役と各事業責任者(カンパニープレジデント)を分けることにより経営の監督と執行の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図っています。

これに加え、取締役会における審議の透明性および客観性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として、議長および構成員の過半数を社外取締役とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。指名諮問委員会は役員選解任に関する方針・基準および役員選解任案についての妥当性などについて審議し、報酬諮問委員会は役員報酬に関する方針・制度および個別報酬の妥当性などについて審議し、それぞれ取締役会に答申もしくは助言を行っています。

● 監査等委員会

監査等委員会は社外取締役3名を含めた取締役5名で構成し、監査の実効性確保のため、社内取締役2名を常勤の監査等委員として選任するとともに、財務報告の信頼性確保のため財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員を配置しています。

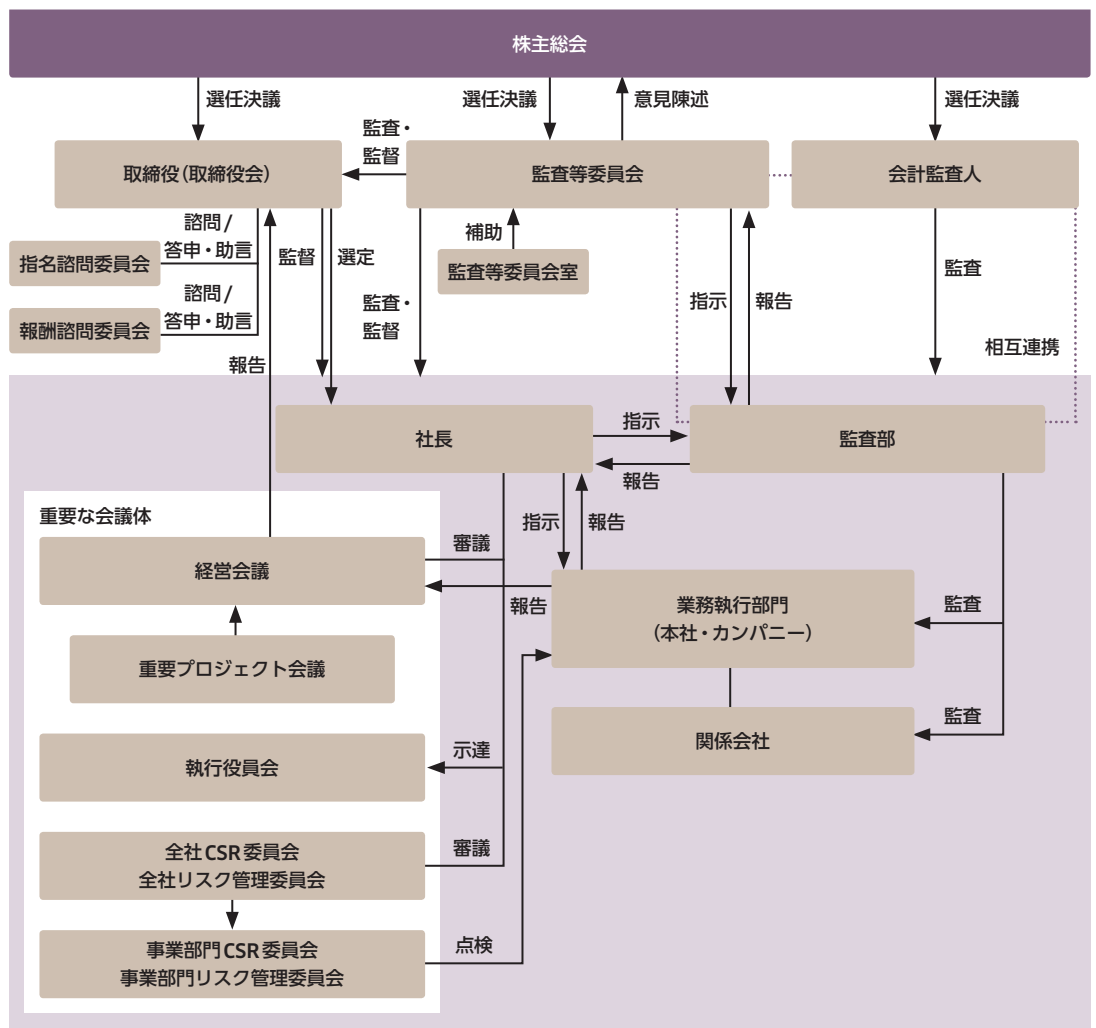
● 業務執行体制

経営環境の急速な変化に対応できる体制として執行役員制度を採用し、業務執行決定権限の相当部分を、業務執行取締役および取締役会にて選任された執行役員に委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

また、社長の諮問機関として、業務執行取締役およびカンパニープレジデントなどで構成する経営会議を設置し、グループ経営における重要な経営方針、経営戦略、経営課題などの審議を行っています。

さらに、執行役員全員で構成する執行役員会を設置し、取締役会や経営会議などで決定した経営方針・経営計画に基づく業務執行方針を示達するほか、経営課題に関する意見交換などを行うことにより、グループ経営における意思統一を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制図(2020年7月1日現在)



 コーポレート・ガバナンスに関する報告書  
<https://www.khi.co.jp/ir/library/governance.html>

コーポレート・  
ガバナンス Mパフォーマンス  
データ

## 役員体制\*1

	氏名 (年齢)	地位	執行	社外取締役	独立	在任 年数*2	指名 諮問 委員会	報酬 諮問 委員会	ダイバーシティ		取締役会 出席回数*3	監査役会 出席回数*3
									女性	外国人		
監査等委員でない取締役 8名	金花 芳則 (66歳)	代表取締役 会長	○			8					17/17	—
	橋本 康彦 (63歳)	代表取締役	○			2	○	○			17/17	—
	並木 祐之 (65歳)	代表取締役	○			2					17/17	—
	山本 克也 (62歳)	代表取締役	○			3	○	○			17/17	—
	中谷 浩 (60歳)	取締役	○			新任					—	—
	田村 良明 (65歳)	社外取締役		○	○	2	○ 議長	○ 議長			17/17	—
	ジェニファー ロジャーズ (57歳)	社外取締役		○	○	2			○	○	16/17	—
	辻村 英雄 (66歳)	社外取締役		○	○	新任	○	○			—	—
監査等委員である取締役 5名	福間 克吉 (62歳)	取締役 監査等委員				4					17/17	17/17
	猫島 明夫 (61歳)	取締役 監査等委員				2					17/17	17/17
	幸寺 寛 (61歳)	社外取締役 監査等委員		○	○	3					17/17	17/17
	石井 淳子 (62歳)	社外取締役 監査等委員		○	○	3			○		17/17	17/17
	齋藤 量一 (70歳)	社外取締役 監査等委員		○	○	1	○	○			14/14	13/13
計	名	5	6	6				2	1			
	比率	38.5%	46.2%	46.2%				15.4%	7.7%			

\*1 2020年9月1日現在の情報です。

\*2 監査等委員である取締役の在任年数は、監査役会設置会社における監査役としての在任年数です。

\*3 取締役会、監査役会の出席回数は、2019年度の実績です。

## ●取締役会議長

取締役会議長は、取締役会長が務めています。

役員  
<https://www.khi.co.jp/corporate/executives/>

## コーポレート・ガバナンスの機能(機関・委員会など)

## 指名・選任に関する機関

指名諮問委員会	
概要	役員の選解任方針・基準および選解任に関する諮問機関
構成	社内取締役2名、社外取締役3名(うち、1名は監査等委員である取締役)から構成されています(議長は社外取締役)。
開催回数	年10回程度(2019年度 11回)

## 報酬に関する機関

報酬諮問委員会	
概要	役員報酬の方針・制度および個別報酬に関する諮問機関
構成	社内取締役2名、社外取締役3名(うち、1名は監査等委員である取締役)から構成されています(議長は社外取締役)。
開催回数	2019年度 6回

## 経営戦略に関する機関

経営会議	
概要	グループ経営全般における社長の諮問機関として社長を補佐 グループ経営における重要な経営方針、経営戦略、経営課題などの審議
構成	業務執行取締役およびカンパニープレジデントなどから構成されています。また、業務執行監査の観点から常勤の監査等委員も出席しています。
開催回数	月3回程度(2019年度 33回)

## 経営執行に関する機関

執行役員会	
概要	取締役会・経営会議などで決定した経営方針、経営計画に基づく業務執行方針の示達 業務執行上必要かつ重要な報告、伝達、ならびに出席者の意見交換など
構成	取締役会で選任された執行役員全員から構成されています。
開催回数	年2回(2019年度 2回)

## サステナビリティに関する機関

全社 CSR 委員会	
概要	グループ全体のCSRの基本方針、重要事項の審議・決定、ならびに実施状況のモニタリング
構成	社長を委員長とし、取締役、カンパニープレジデント、CSR担当役員、本社各本部長などの委員から構成されています。社外の知見および意見を委員会の意思決定に反映させる観点から、社外取締役にも出席をお願いするとともに、業務執行監査の観点から監査等委員も出席しています。
開催回数	年2回以上(2019年度 3回)

## リスク管理に関する機関

全社リスク管理委員会	
概要	グループ全体のリスク管理に関する重要事項の審議・特定、ならびに実施状況のモニタリング
構成	社長を委員長とし、取締役(社外取締役を除く)およびカンパニープレジデントのほか、リスクマネジメント担当役員、本社各本部長、社長により指名された者を委員として構成しています。また、業務執行監査の観点から常勤の監査等委員も出席しています。
開催回数	年2回以上(2019年度 2回)

## 重要プロジェクト会議

重要プロジェクト会議	
概要	重要プロジェクト受注前のリスク評価および対応策などの検討
構成	企画本部長を議長とし、本社関係部門および該当するカンパニーを招集しています。
開催回数	適宜開催

## 取締役の選定

### 取締役の選定プロセス

取締役候補の指名については、取締役会が定めた「取締役に求められる資質」に基づき、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、ならびに会社や個人の業績などを踏まえた総合的な評価により取締役会にて決議しています。また、取締役候補については、その経歴および指名理由を株主総会招集通知などで開示しています。なお、取締役候補の指名方針および取締役指名案は、指名諮問委員会における審議結果を踏まえ、監査等委員である取締役の指名案については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議しています。

#### ● 取締役の選定基準

##### 「取締役に求められる資質」

1. 当社グループの経営理念・ビジョンへの深い理解と共感を有すること。
2. 持続的成長と中長期的企業価値向上への貢献を果たせること。
3. 全社的視点を持ち、そのための豊富かつ幅広い経験、高い見識・専門性を有すること。
4. 取締役会の一員として独立した客観的立場から経営・業務執行を監督できること。
5. 能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、または経営陣に対して、適切に意見を述べるができること。

(注) 監査等委員である取締役については、監査の実効性を確保する観点から、当社事業に精通し、または会社経営、法務、財務・会計、行政などの分野における高い見識・専門性を有すること、少なくとも1名に関しては財務・会計に関する相当程度の知見を有することとする。

### 社外取締役の独立性判断基準

次の各号に掲げる事項すべてに該当しない場合、独立性を満たすと判断しています。

- (1) 当該社外役員が、業務執行取締役、執行役、支配人そのほかの重要な使用人として現在在籍している、または過去10年間に在籍していた会社（当該会社が定める重要な子会社を含む）（以下「出身会社」という）が、当社グループと取引を行っている場合に、過去5事業年度の平均取引額が、当社グループおよび出身会社の過去5事業年度の平均売上高の2%を超える。
- (2) 当該社外役員が、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント（法人格を有する場合は法人）として、当社グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超える。
- (3) 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社グループからの寄附金などの過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入または経常収支の2%を超える。
- (4) 当該社外役員の出身会社が、当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主である。
- (5) 当該社外役員の二親等内の親族が、前四号に定める条件に合致する者もしくは当社グループの業務執行取締役、執行役、支配人そのほかの重要な使用人である。

### 社外取締役選任理由

#### 田村 良明

旭硝子（株）（現 AGC（株））代表取締役兼専務執行役員 経営全般補佐 技術本部長 グループ改善活動補佐、同社専務執行役員 ガラスカンパニープレジデントなどを歴任し、そこで培われた豊富な経営経験とものづくりに関する高い見識に基づき、2018年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただいています。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しています。また、同氏は、（株）東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

#### ジェニファー ロジャーズ

長年にわたり国内外の金融機関および情報通信企業において企業内弁護士、法務責任者として勤務し、そこで培われた豊富な国際経験と法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する高い見識に基づき、2018年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただいています。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しています。また、同氏は、（株）東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

**辻村 英雄**

サントリーホールディングス(株)専務取締役 知的財産部・R&D部門担当、サントリービジネスエキスパート(株)代表取締役社長、サントリー食品インターナショナル(株)取締役副社長 MONOZUKURI 本部長 R&D部長などを歴任し、豊富な経営経験に加え、商品開発、知的財産に関する高い見識を有しており、社外取締役として業務執行の監督ならびに企業価値向上に十分な役割を果たしていただけるものと判断しています。

また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

**監査等委員である社外取締役の選任理由****幸寺 寛**

兵庫県弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長などを歴任し、弁護士として豊富な経験と法務に関する高い見識に基づき、2017年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しています。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しています。

また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

**石井 淳子**

厚生労働省において大阪労働局長、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官、社会・援護局長などの要職を歴任し、労働行政に関する豊富な経験と高い見識に基づき、2017年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しています。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しています。

また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

**齋藤 量一**

日本精工(株)執行役常務 経営企画本部長、同社取締役 代表執行役専務 コーポレート経営本部長、危機管理委員会委員長などを歴任し、豊富な経営経験と経営企画・財務経理・リスクマネジメントに関する高い見識に基づき、2019年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しています。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しています。

また、同氏は、(株)東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しています。

**取締役会の実効性****取締役会の開催実績(臨時取締役会を含む)**

(年度)

	単位	2015	2016	2017	2018	2019
取締役会開催回数	回	16	14	15	17	17
全取締役出席率	%	96.9	99.4	99.4	99.0	99.0
社外取締役出席率	%	96.7	100	100	100	96.1
全監査役出席率	%	98.4	100	98.6	100	100
社外監査役出席率	%	100	100	97.7	100	100

(注)2020年6月25日付で当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。

**取締役の任期/制限**

取締役の任期	監査等委員でない取締役	1年
	監査等委員である取締役	2年
取締役の平均在任期間	監査等委員でない取締役	2.4年
	監査等委員である取締役	2.6年*
取締役の兼任の制限に関する基準	当社役員がほかの上場会社の役員を兼任する場合、当社を除く3社の就任までと兼任数の上限を定めています。	

\* 監査等委員である取締役の在任期間は、監査役会設置会社における監査役としての在任期間です。

### 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、独立社外取締役を含む取締役が、各自が持つ知見・経験に基づき自由闊達に議論を行い、適切に経営判断を行えるよう努めています。その一環として、2015年度より、毎年、取締役会の実効性を評価・分析しています。

#### ●実効性評価の方法

2019年度の実効性評価は、前年度までと同様に、外部の専門家からの助言を得て、全取締役・監査役への匿名アンケート方式により実施しました。その後、アンケート結果を外部の専門家にて集計・分析し、その結果について取締役会にて議論しました。

なお、アンケートの内容は、主に取締役会の運営全般や議論の状況などについて、当社の事業特性も踏まえた質問項目を設定しています。

#### ●評価結果と今後の対応

取締役会での議論の結果、社内外役員による活発な議論を経て決議が行われていることなどから、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

一方で、取締役会と経営会議の役割分担の明確化や取締役会への迅速なリスク情報の報告などに関する課題が挙げられましたが、今般実施しました監査等委員会設置会社への移行を機に、取締役会にて審議すべき事項の整理や、これに伴う取締役会から執行側への権限委譲の実施、また取締役会への報告体制の整備を進めてきており、今後これらの取り組みを着実に実施することにより、取締役会の監督機能の強化を図っていきます。

また、後継者育成計画のさらなる充実や役員報酬のあるべき姿、執行側で実施している各種委員会との連携強化などに関し、取り組むべき課題を共有しましたので、さまざまな観点から議論および検討を行い、取締役会の実効性向上に向けた取り組みを進めていきます。

#### ●前年度までの評価における課題に対する取り組み

過去の実効性評価で挙げられた課題に対し、これまでに実施してきた主な取り組みは以下の通りです。

- 取締役会における経営戦略などの議論のさらなる充実と、経営判断の迅速化、取締役会の監督機能の一層の強化を主目的として、今般、取締役会から執行側への大幅な権限委譲が可能となる監査等委員会設置会社へ移行しました。加えて、取締役会の構成を見直し、取締役と各事業責任者(カンパニープレジデント)を分けることにより、経営の監督と執行の分離を進めるとともに、社外取締役比率を高め、取締役会の監督機能としての役割を明確化しました。
- 事業環境の変化の兆候やリスクについてより幅広くかつ早期に把握できるよう、経営計画または経営実績に大きな影響を与える可能性がある事項について、毎月経営会議の議論を経て取締役会へ報告する体制を整備するなど、取締役会のモニタリング機能のさらなる強化に引き続き取り組んでいます。

### 監査役会の開催実績

		(年度)				
	単位	2015	2016	2017	2018	2019
監査役会開催回数	回	17	17	17	17	17
監査役出席率	%	100	100	100	100	100
社外監査役出席率	%	100	100	100	100	100

(注)2020年6月25日付で当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。

### 監査の状況

#### 内部監査

内部監査部門である監査部(15名)が、当社グループの経営活動全般における業務執行が法規ならびに社内ルールに基づいて適切に運用されているかなどの監査を定常的に行うなど、内部統制機能の向上を図っています。また、監査等委員会と監査部は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項などの情報を共有しています。

### 監査等委員会による監査

監査等委員は、監査等委員会で決定された監査基本方針・監査体制および分担などに従い、主に以下の活動を実施しています。

- 取締役・執行役員との会合(全監査等委員)
- 取締役会への出席(全監査等委員)
- 経営会議などのそのほか重要な会議への出席(常勤の監査等委員〔必要に応じて監査等委員である社外取締役〕)
- 社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く)との連携(全監査等委員)
- 本社および事業部門に対する業務監査、子会社に対する調査(全監査等委員)
- グループ会社常勤監査役との連携(全監査等委員)
- 内部監査部門などとの連携(全監査等委員)
- 会計監査人との連携(全監査等委員)
- 重要書類の閲覧(常勤の監査等委員)

常勤の監査等委員は、取締役会および経営会議などのそのほか重要な会議へ出席し必要な意見を述べるとともに、上記の活動を通して監査の環境の整備および社内の情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視しています。また、収集した社内の情報などについては、適時に監査等委員である社外取締役と共有しています。

監査等委員である社外取締役は、それぞれの専門的知見に基づき、取締役会および必要に応じて経営会議などのそのほか重要な会議へ出席し必要な意見を述べるとともに、上記の活動を通して監査に必要な情報の入手に努めるとともに、他の監査等委員と協力して監査の環境の整備に努めています。また、監査等委員会への出席などを通じて常勤の監査等委員との情報共有に努めています。

### 会計監査

当社の会計監査人である、有限責任あずさ監査法人の財務諸表監査を受けています。監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査等委員会からも会計監査人に対し監査等委員会監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に相互に報告を行い、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、必要に応じて監査等委員が会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人から適宜監査に関する報告を受けています。

● 会計監査人の報酬額	(年度)					
	単位	2015	2016	2017	2018	2019
監査証明業務に基づく報酬	百万円	226	232	231	238	239
川崎重工業株式会社	百万円	180	186	185	190	190
連結子会社	百万円	46	46	46	47	48
非監査業務に基づく報酬	百万円	9	9	8	74	306
川崎重工業株式会社	百万円	9	9	5	71	303
連結子会社	百万円	0	0	2	2	2

### 役員報酬

#### 役員報酬に関する考え方

当社取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上、株主との価値の共有、および優秀な人財の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としています。

#### 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬

社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式購入資金で構成しています。

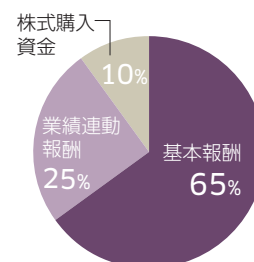
社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わない固定報酬としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は第197期株主総会(2020年6月25日開催)で承認いただいた報酬枠(年額800百万円)の範囲内に収まるように設定しており、過半数を社外役員で構成し、かつ議長を社外取締役とする報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、代表取締役社長執行役員が取締役会の委任を受け、社内規程に従って決定しています。



## ●報酬の構成(社外取締役を除く)

基本報酬	役割・職責に応じて決定することとしています。
業績連動報酬	主として親会社株式に帰属する当期純利益(以下「当期純利益」)、全社ROIC、カンパニーROICに連動して決定することとしています。
株主購入資金	株主との価値共有および中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として毎月定額を支給しており、その全額を役員持株会へ拠出し、当社株式を継続的に取得することとしています。

報酬構成割合のイメージ  
(税引前ROICが8%の場合)

## 業績連動報酬の指標および採用理由

指標	採用理由
当期純利益	株主価値の向上のインセンティブ付けを図るため、配当原資となる当期純利益を指標として採用しました。
全社ROIC	当社はROIC経営の推進を経営の基本方針に掲げ、ROIC8%以上の確保を目指していることから、全社ROICを指標として採用しました。
カンパニーROIC	ROIC経営では各カンパニーについてもROIC8%以上の確保を目指していることから、カンパニーROICを指標として採用しました。

(注) ROIC: 税引前ROICとしています。

$$\text{税引前ROIC} = \text{EBIT} (\text{税引前利益} + \text{支払利息}) \div \text{投下資本} (\text{有利子負債} + \text{自己資本})$$

## 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わない固定報酬としており、監査等委員会にて決定しています。監査等委員である取締役の報酬限度額は第197期定時株主総会(2020年6月25日開催)で承認いただいた報酬枠(年額120百万円)としています。

## 取締役会および報酬諮問委員会の活動内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬に関する方針・制度などについては、過半数を社外役員で構成し、かつ議長を社外取締役とする報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会にて決議しています。報酬諮問委員会は2019年度は6回開催し、上記内容に加え、今後の役員報酬制度のあり方などについて議論しました。

## 2019年度の報酬の内訳

	対象人数(名)*1	単位	総額	基本報酬	業績連動報酬	株式購入資金
報酬総額	19	百万円	678	533	85	58
(うち社外役員)	7	百万円	76	76	—	—
取締役*2	13	百万円	570	425	85	58
取締役(社外を除く)	10	百万円	530	385	85	58
社外取締役	3	百万円	39	39	—	—
監査役*3	6	百万円	108	108	—	—
監査役(社外を除く)	2	百万円	70	70	—	—
社外監査役	4	百万円	37	37	—	—

(注1) 2020年6月25日付で当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。

(注2) 2019年度における業績連動報酬は2018年度実績を基礎としています。

\*1 役員数には、2019年6月開催の株主総会終結の時をもって退任した、取締役(2名)および監査役(1名)を含んでいます。

\*2 取締役の報酬限度額は、年額1,200百万円以内です(平成24年6月27日開催の第189期定時株主総会において決議)。

\*3 監査役の報酬限度額は、年額120百万円以内です(平成29年6月28日開催の第194期定時株主総会において決議)。

## 経営層への自社株保有要請

## 経営層の自社株保有に関する規定

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の役員報酬の一部については株主との価値共有、および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして毎月定額を株式購入資金という形で支給しており、全額を役員持株会へ拠出し当社株式を継続的に取得することとしています。